

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぽう

平成25年 5月15日  
(2013年)

第1867・68号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会議長旬報

## 新会長ら新役員を選出

四国 北海道 関東 九州 畿  
部会提出議案などを審議

各地方議長会が定期総会を相次いで開催した。開催日、場所は▽四国議長会 4月24日・高松市▽北海道議長会 25日・石狩市▽関東議長会 同日・甲府市▽九州議長会 同日・鹿児島市▽近畿議長会 26日・守山市。近畿議長会の総会をもって全国の9議長の定期総会は終了した。

当日は、会長はじめ新役員を選任。会長に就任した顔触



大浦澄子・四国議長会会長  
(高松市)



高橋克朋・北海道議長会会長  
(札幌市)

れは、定期総会の開催順に▽四国 大浦澄子・高松市議会議長▽北海道 高橋克朋・札幌市議会議長▽関東 加藤武央・市川市議会議長▽九州 飯屋秀一・鹿児島市議会議長▽近畿 田中国夫・守山市議会議長



加藤武央・関東議長会会長  
(市川市)



飯屋秀一・九州議長会会長  
(鹿児島市)



田中国夫・近畿議長会会長  
(守山市)

議長▽北海道 高橋克朋・札幌市議会議長▽関東 加藤武央・市川市議会議長▽九州 飯屋秀一・鹿児島市議会議長▽近畿 田中国夫・守山市議会議長

各地方議長会ではこのほか、平成25年度の要望項目などを審議し決定した。各地方議長会で決定した要望事項のうち3件以内の要望については、5月22日に東京・日比谷公会堂で開催される本会の第89回定期総会へ、部会提出議案として上程される。

## 公務員給与で共同声明

地方六団体

地方六団体は4月22日、新藤義孝・総務相に対し、「地方公務員給与についての要請」と題する要請文を提出した。本紙4面に要請文を掲載。要請は改正地方交付税法が3月29日に成立したことを受けたもの。同法は公務員給与を25年7月より引き下げるこ

とを前提に改正された。要請では「地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ない」とし「条例により自主的に決定されるべき給与については、あつては行われたことは、あつてはならない」とした。また今回

のような措置を国が決定する際は国と地方の協議を十分経る必要があると主張した。公務員給与に関しては、25年1月15日に開催された国と地方の協議の場で議論。地方六団体は「国から一方的に給与削減を強制することなく、地方において自主的かつ、適切な対応が図られるよう、地方交付税総額の確保に十分配慮いただきたい」と要望していた。しかし国と地方の協議の場は25年に入り1回のみしか開催されず、議論が十分に尽くされないまま25年度地方交付税の減額が決定した。

「インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律」が4月19日に成立した。同法によりインターネットを利用した選挙運動のうち、

## 改正公選法でネット選挙解禁

一定のものが解禁された。ネット選挙は、夏の参議院選挙を皮切りに、国政選挙、地方選挙に対し適用される。今回の改正のうち、指定都市の議員選挙では「確認団体」

の政党や政治団体に①選挙運動用電子メールを送信すること②選挙運動用ウェブサイトと直接リンクする政治活動用有料インターネット広告を出すこと③が認められる。指定都市を除く市の場合、確認団体制度が設けられていないため、候補者のみに認められる。

今回の要請を受け、新藤総務相は「25年度以降の地方公務員給与のあり方は、総務省と地方側で議論する場を設ける」とした。

5月15日現在の都市数	
812団体	
うち	
指定都市	20市
中核市	42市
特例市	40市
一般市	687市
特別区	23区



国の出先機関から都道府県等への事務・権限の移譲等をめぐる状況

先の自公政権当時の状況

- ▷19年5月：経済財政諮問会議の提案  
地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出先機関の事務の分類等を提案。
- ▷20年12月：地方分権改革推進委員会第2次勧告  
国の出先機関の事務・権限116事項の見直し、組織の改革等を勧告。
- ▷21年3月：「出先機関改革に係る工程表」を政府の地方分権改革推進本部で決定  
第2次勧告を踏まえて出先機関改革（事務・権限の見直し、組織の改革等）のおおむね3年間の工程を定めるもの。  
※直轄道路・直轄河川の事務・権限の見直しを含む。  
※第2次勧告の勧告事項のうち組織の改革については、与党内にも強い反対あり。
- ▷21年9月：政権交代後、工程表は事実上凍結・白紙状態で  
民主党政権当時の状況
- ▷22年8月：各府省の検討（同年10月に再検討）  
出先機関の事務・権限473事項を移譲するかどうかを検討。その結果、全国一律・一斉に移譲可能とされたもの（A-a事務）は、473事項中78事項（うち工程表の116事項に対応するものは24事項）。
- ▷23年6月：移譲事務の工程案を地方側に提示  
各府省の検討で移譲可能とされた「A-a事務」について移譲に向けた工程案を提示するも、地方側は「出先機関原則廃止には到底つながらない」として受け入れず。
- ▷23年夏以降：出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の検討本格化→24年11月法案を閣議決定（国会未提出）
- ▷23年12月：「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（地域主権戦略会議了承）→進捗なし  
「A-a事務」と全国知事会が特に先行的に移管を求める3事務（※）の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。  
※「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」



対応策(案)

上記のこれまでの関係府省における検討内容や、地方の声を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施できるように、移譲等の対象とする事務・権限について検討。

地方分権の歩み

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、第1次分権改革、三位一体改革を経て、第2次分権改革へ。第2次分権改革では、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告を受け、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し等について、順次具体化が進められている。

- 第1次分権改革（H5～11）  
【主な取組】機関委任事務制度の廃止、国の関与等の見直し、必置規制の見直し等  
→国と地方が分担すべき役割の明確化
- 三位一体改革（H14～17）  
【主な成果】国庫補助負担金改革、所得税から個人住民税への税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制
- 第2次分権改革（H18～）  
・地方分権改革推進法成立（H18第1次安倍内閣）→地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）

地方分権改革推進委員会勧告

- 第1次（H20福田内閣）：重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲等
- 第2次（H20麻生内閣）：出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し等
- 第3次（H21鳩山内閣）：義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化等
- 第4次（H21鳩山内閣）：地方税財政等

上記勧告を受けて、民主党政権下において、第1次一括法（義務付け・枠付けの見直し等）、国と地方の協議の場法、第2次一括法（義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等）が成立。

第2次安倍政権において、新3次一括法案（義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等）を閣議決定（H25.4.12）。

【2面から続く】  
していくための方策1の3点について有識者会議へ議論を依頼した。今までの関係府省における検討内容と地方の声を踏まえ、まず政府は国から地方への事務・権限の移譲等に着実に実施していく構え。有識者会議でも移譲等に向けた議論を進めていく。  
神野座長は初会合で国から地方への権限移譲について、まずは「受け皿は主として道府県」ということを想定せざるを得ない」との認識を示し、有識者会議の認識として共有

第2回会議の動向

4月26日

第2回会議は4月26日に開催され、神野座長が作成した叩き台を基に「地方分権改革の在り方」を議論した。  
用意された叩き台の表題は「個性を活かし自立した地方をつくるために」。▽ミッシ

ョン▽ビジョン▽アプローチ▽ポイントで骨組みが構成されている。ミッシンには「個性を活かし自立した地方をつくる」を掲げ、副題を「更なる地方に対する規制緩和と権限移譲」とした。規制緩和

は、義務付け・枠付けを指す。強固な地方を成立させることで、国を元気にしたい想いをミッシンに込めた。  
ミッシンを実現するためには、叩き台では3つのビジョンを掲げた。うち1つは「行政の質と効率を上げる」。このビジョンの特徴は、量的な「効率」だけでなく「質」を強調している点にあると神野座長は説明している。ミッシンやビジョンを進め、国から地方へ移譲する権限を検討する体制として、当日の会議ではテーマごとに専門部会を

設ける方針を決定した。  
今回の会議開催は5月15日の予定。この場で今回の叩き台を基に中間報告を取りまとめる。有識者会議では地方分権に係る基本的な考え方を中間報告へ集約し、5月中旬に予定されている経済財政諮問会議の議論へ反映させたい考え。諮問会議が取りまとめる「骨太の方針」、成長戦略会議が取りまとめる「成長戦略」、それぞれへ新藤大臣も中間報告の内容を反映させ、国策プロジェクトとして進めていきたいと意気込んでいる。

有識者会議は、地方分権改革に関する学識経験者、実務経験者で構成。内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が開

催する。会議は報道陣に公開、任期については特に定めがない。地方分権改革担当相決定により4月5日に発足。

地方分権改革有識者会議名簿

- ▽座長 神野直彦・東京大学名誉教授
- ▽座長代理 小早川光郎・成蹊大学法科大学院客員教授
- ▽議員 柏木斉・株式会社リクルートホールディングス取締役相談役▽同 後藤春彦・早稲田大学創造理工学部部長▽同 白石勝也・松前町長▽同 勢一智子・西南学院大学教授▽同 谷口尚子・東京工業大学准教授▽同 古川康・佐賀県知事▽同 森雅志・富山市長

# 定期総会開き決議採択 会議終了後に要請活動

## 病院協

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 田中修一・町田市議会議長)は5月8日、東京・都市センターホテルで第41回定期総会を開催した。

当日は細田博之・自治体病院議員連盟会長、西川一誠・全国自体病院開設者協議会会長(二代説)から来賓あいさつを賜った。

協議では平成24年度決算を認定。4月15日に実施された会計監査の結果については、久住裕一・見附市議会議長が報告した。



来賓あいさつする細田博之・自治体病院議員連盟会長



病院協会長 田中修一(町田市)

役の宮内春雄・徳島市議会議長が提案説明を兼ね、決議文を朗読。決議は「地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特にへき地、周産期、小児、救急医療などに對して、地方交付税措置等の拡充強化を図ること」など8項目から構成されている。



監査結果を報告する監事の久住裕一・見附市議会議長

決議を読み上げる相談役の宮内春雄・徳島市議会議長



を求め、会議終了後には正副会長、監事、相談役による要請活動を展開。坂本哲志・総務副大臣、とかしきなおみ・厚生労働大臣政務官に面談し、協力を求めた。また、同協議会加盟市議長は地元選出の国会議員に対し要請した。

なお当日は、村中健一・総務省大臣官房審議官(公営企業担当)が「公立病院について」と題し講演した。

### 実行運動班編成市

- ▽会長 町田市▽副会長 苫小牧市▽同 盛岡市▽同 金沢市▽同 草加市▽同 奈良市▽同 八幡浜市▽監事 見附市▽同 出雲市▽相談役 徳島市



1面の参考資料  
平成25年4月22日

総務大臣新藤義孝様

### 地方公務員給与についての要請

平成25年度の地方公務員給与については、本年1月に貴職が要請された、7月からの給与引下げを前提とした改正地方交付税法が去る3月29日に成立したところである。

今回の措置は、東日本大震災に対処する必要性にかんがみ国家公務員の人件費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引下げ要請が行われたことは、あってはならないことである。

また、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されず、地方側と協議を尽くさないままこのような措置を国が決定したことは、過去に例を見ない異例な対応と言わざるを得ない。

我々としては、改正地方交付税法の成立を一つの契機に、今回の措置が東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であることを確認するとともに、こうした問題の対処に当たっては、国と地方の協議を十分経ることが必要であり、今後、地方公務員給与のあり方について検討の場を設け地方六団体と十分協議を行うことを、要請するものである。

- |               |         |
|---------------|---------|
| 地方六団体         | 山田 啓二   |
| 全国知事会会長       | 教和      |
| 全国都道府県議会議長会会長 | 本 民     |
|               | 森 博     |
| 全国市長会会長       | 谷 夫     |
| 全国市議会議長会会長    | 関 忠     |
| 全国町村会会長       | 原 彦     |
| 全国町村議会議長会     | 長 高 橋 正 |

### 新庁舎落成

▽燕市(新潟県)  
〒959-0295  
新潟県燕市吉田西太田1934

▽三次市(広島県)  
〒728-0201

所  
〒0824-547879  
FAX 0824(54)2922

▽阿波市(徳島県)  
電話番号は変更なし  
FAX 0883(35)4150

### 電話番号等変更